

議案第16号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥取県立倉吉農業高等学校又は鳥取県立農業大学校養成課程（以下「鳥取県立倉吉農業高等学校等」という。）」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校以上の学校（町長がこれらに相当すると認めるものを含む。）における農業に関する課程（以下「農業高校等」という。）」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例にいう「農業」には、農業のほか林業及び水産業を含むものとする。

第2条各号列記以外の部分中「うちから」を「申請に基づき、」に改め、同条第1号中「鳥取県立倉吉農業高等学校等」を「農業高校等」に改める。

第3条第3項第1号中「農業協同組合」を「三朝町農業協同組合の」に改め、同項第7号中「中学校長」を「三朝町立三朝中学校長」に改める。

第5条中「鳥取県立倉吉農業高等学校等」を「農業高校等」に改め、ただし書を削る。

第8条第1号中「他の高等学校に転学」を「農業高校等を離席」に改める。

第9条第1号中「第1号、第3号、第4号及び第6号の規定」を「の規定（第2号の規定を除く。）」に改め、同条第2号中「鳥取県立倉吉農業高等学校等」を「農業高校等」に改め、ただし書を削る。

第10条中「別表に定める」を「給付した奨学資金の総額に対して5%の」に、「これを免除」を「違約金を免除又は減額」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。